



# 確かな学力の向上をめざして【2月】

## ■特別支援学級の教育課程の編成と教科書給与について

特別支援学級に在籍する児童生徒の教育課程編成及び教科書給与については、個々の障がいの状態等に応じて検討する必要があります。次年度に向けて、再確認しましょう。

### 実態把握

障がいの状態、発達や経験の程度、興味や関心、生活や学習環境等を観点として子どもの姿を捉えます。児童生徒の伸びていこうとする力を発見しようとする姿勢が、よりの確かな実態把握に繋がります。

前年の指導の評価も加えて考えるのが大切だね



### 教育課程の編成

特別支援学級の教育課程には、**自立活動の指導を必ず取り入れます**。実態把握をした上で教育課程を検討しますが、小中学校の目的及び目標を達成することが難しい場合は**特別の教育課程を編成します**。

<小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領 第1章第4の2の(1)のイ>  
(イ) 児童生徒の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を**下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたり**するなどして、**実態に応じた教育課程を編成すること**。

### 教科用図書 の選定

知的障がい特別支援学校の教育課程を選択する場合は、教科用図書の選定が必要です。

(参考) 教科書給与の流れ

- 8月 教科書需要数報告会
- 12月まで 需要数の変更
- 3月末 取次書店へ納入指示
- 4月 児童生徒に配布

教育課程に合わせた教科書選定が正しく行われているか、関係者での再確認をお願いします。

### 学習評価

児童生徒の学習の状況及び学習の成果を確かめ、その評価に基づき、次年度の教育課程の改善も見据えます。

#### Point

指導により、子どもにどんな力がついたのか確認しましょう。そして、さらに子どもが力を発揮し、学びを深めるために、将来を見据えた教育課程の編成と教科書選定を行いましょう。

主任や管理職と一緒に検討したり、特別支援学校のセンター的機能を活用したりするなどして、関係者とよい連携をして計画します。『特別支援教育の手引』を必ず確認しましょう。



『特別支援教育の手引』  
令和4年3月改訂  
鳥取県教育委員会